**⑬「憲法第１０４条をつくろう」**

**～憲法はなぜ最高法規なのか？～**

|  |
| --- |
| ●主に対応する学習指導要領　公民的分野 |
| 内容C私たちと政治1. 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

ア(ｳ) 日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについて理解すること。 |
|  |
| ●主に対応する帝国書院公民教科書 単元名・対応ページ |
| 部 | 章 | 節 | ページ |
| 第2部政治 | 第1章日本国憲法 | 第1節民主主義と日本国憲法 | p.30 |

第**Ⅰ部　指導案**

**１　授業のねらい**

　学習指導要領公民的分野の内容Ｃ(1)「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」のア(ｳ)では、「日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについて理解すること。」が求められています。ここに挙がっている日本国憲法の三つの柱、すなわち、「基本的人権の尊重」、「国民主権」、「平和主義」は小学校でも学習するものであり、これを生徒に覚えさせることはさして難しいことではありませんが、それだけでは憲法を理解したことにはなりません。

この授業では意外に理解されていない憲法の大原則を、基本的人権の学習を通して習得します。

　　※日本国憲法の第１００条から第１０３条までは補則です。十七条の憲法や関東御成敗式目５１箇条のように日本人は条文の数にこだわりがあるようですが、この学習では１０４つ目の条文をつくるようにします。また、補則のあとに異なる内容の条文がはいることはないと考えられますが、中学生にわかりやすいように「第１０４条」としました。

**２　生徒に身につけさせたい法教育的な見方・考え方**

　この授業を通して生徒に身につけてほしい力は、次のようなものです。

① 憲法と法律の違いを理解できる。

※ 生徒の中には「憲法に違反すると罰せられるの？」のように刑法などの法律と混同しているケースが見られます。

②「差別してはいけない（第14条）」、「自由がある（第21条）」ということを確認した上

で、「誰がしてはいけないのか」を理解できる。

※ 憲法を私人間の規定するもの（＝法律）と区別できていないケースが見られます。

③ 憲法は「国が国民の基本的人権をおかしてはならない」ということを理解したうえで、憲

法はなぜ最高法規なのか、なぜ公務員は憲法を擁護する義務があるのかを考えようとすることができる。

**３　指導計画**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 学習活動 | 指導上の留意点 |
| 導入 | ・基本的人権ではどんな権利を学習したかを確認する。　・現代や将来の私たちにとって必要な人権保障はどのようなものだろうか。 | ・日本国憲法第10条から40条を確認する。 |
| 展開 | ・日本国憲法第１０４条をつくる。　①グループをつくり、個人の案を出し合う。　②決めてよいことと決めてはいけないことを区別するようにする。　③グループで憲法の詳しい条文をつくる。　④できた憲法をクラス内で発表する。・授業者ができた憲法を評価する。 | ・グループは４人程度がよい。・「国民が国に命ずるもの」なので基本的人権に関するもので考えさせる。・条文の主語を「国は」とするとつくりやすい。・環境権やプライバシーの権利にしぼるようにすると案が出やすい。・時間がたりない場合は、④のクラス内発表は割愛してもよい。・時間があれば生徒による相互評価も行うようにする。 |
| まとめ | ・ワークシートを使って基本的人権の性質を確認する。　国の憲法は国家権力が個人をおかさないような規定をしていることを確認する。 | ・教師の説明を聞く。・憲法が最高法規であることを確認する。・日本国憲法の改正手続き（第96条）について触れてもよいが、他国の例には改正手続きが容易なものもあることに留意する。・今まさに憲法改正が議論され　ていることと関連させて、自　　　分や身の回りの人たちとの関　係で記述させるように支援す　る。 |

**４　評価**

|  |
| --- |
| **観点別評価** |
| **○知識・技能**　・憲法が、最高法規、国の基本法であり、国民の権利を守るものであることを理解できたか。 |
| **○思考・判断・表現****・**憲法の条文を考えることにより、国家と個人の関係を理解し、表現することができたか。 |
| **○主体的に学習に取り組む態度****・**自分や、他者の権利を、国が守る必要があるという視点から、具体的な条文を作成しようとしている。 |

|  |
| --- |
| **主体的に学習に取り組む態度をみとる具体的な生徒の姿の例** |
| **○B規準の例**・憲法の条文づくりを通して、国家と国民の関係を、身近な課題としてとらえようとしている。 |
| **○A規準の例**・今、自分の生活の中から、自分や他者の権利が十分には保障されていない面もあることに気づき、改善するために、条文という形で表現している。 |

第Ⅱ部　ワークシート

**「憲法第１０４条をつくろう」**

**～憲法はなぜ最高法規なのか？～**

　　　　　組　　番 名前

|  |
| --- |
| 【話し合い】　憲法第１０４条をつくろう①自分の案を書いてみましょう。原案作成②グループ内で案を出し合ってみましょう。検討③別紙にあることについて検討を加えてみましょう。完成！④私たちのグループでつくった憲法第１０４の案　　　☆どうしてこれを定めたほうがよいと思うのか理由を書きましょう。⑤みんなの発表を聞いてよいと思ったものを書きとめておきましょう。 |
| 【学習のまとめ】　憲法はだれが守らなければならないのか？①　（　　）にあてはまる語を書きなさい。確認第19条　思想及び良心の（　　　）は、これを侵してはならない。　　第20条　信教の（　　　）は、何人に対してもこれを保障する。　②　第19条に「侵してはならない」とあるが、だれが侵してはいけないのか、また第20条に「保障する」、とあるが、だれが保障しなければならないのか、答えなさい。　　　　　　ア：国民　　　イ：マスコミ　　　ウ：会社　　エ：国 ③　①や②をふまえて、（　　　　）に適する語を考えて書きなさい。　　（　　　）は、集会や結社、言論や出版などの表現の自由を保障する。（第21条より）④　憲法は国の最高法規です。つまり憲法が国のあり方を規定しているといえます。このことをふまえて自分たちがつくった案を見直してみましょう。  |

補足　憲法第104条作成のポイント

グループの人がつくった憲法第104条案を次の点から検討を加えてみましょう。

|  |
| --- |
| ア：それは国民の人権をしばることになっていませんか？イ：それを規定することによって人権を守ることができますか？ウ：それは国と個人の関係を規定するものになっていますか？個人と個人の関係を規定するものではいけません。エ：それはだれにでも適用することができますか？ |

**第Ⅲ部　弁護士からのアドバイス**

**１　憲法の特色**

法律には人々の権利や自由を制限する性質がありますが、権力をもっている人（時代によって王であったり皇帝であったりしますが、ひとまずここでは全てを一くくりにして「国家」とします）の意向次第では、必要以上に、場合によっては必要すらないのに、権利や自由が制限（侵害）されてしまうこともあります。

そこで、国家が人々の権利や自由を制限しすぎないよう、国家のさらに上の立場から、国家の行動を制限し、人々を守るために憲法が生まれました。そのため、憲法は「最高法規」「自由の基礎法」「制限規範」などといわれます。その憲法の特徴は、大まかにいってしまえば以下の二つにあります。

1. 公法（国家と個人との関係を定める法）であること。

　これに対立する概念としては「私法」があります。個人と個人の関係を定める法のことです。代表的なものとして民法や商法があげられます。

　憲法のなかにも個人と個人の関係に関する規定がないわけではありませんが（例えば第27条3項、第28条など）、最も重要な本質は国家と個人との関係を定めているところにあります（例えば21条1項の表現の自由は、言論や出版といった個人の表現行為を国家が妨害してはならない、ということを定めています）。

1. 国家の行為を制限する法であること。

　前述の通り法律が人々の権利や自由を制限する性質をもっているのに対し、憲法は反対に国家の行動を制限するという性質をもっています。国家は憲法で認められた範囲でのみ行動ができ（例えば法律の制定）、またその範囲をこえた行為をした場合には、憲法違反として是正される（例えば法律を廃止する）ことになります。このことが、憲法が国の最高法規（憲法第98条）といわれるゆえんでもあります。

**２　「憲法第104条」のチェックポイント**

憲法には以上のような特徴がありますので、この授業で新たに憲法の条文をつくる場合

にも、この特徴からはずれないようにする必要があります。つまり、

Ａ．「個人と個人の間に関する規定となっていないか」（上記①）

Ｂ．「個人の権利や自由を制限するものとなっていないか」（上記②）

という点を確認するとよいでしょう。

このＢに関連して、もし可能であれば、

Ｃ．「国家から制限・束縛をされない、という内容になっているか（自由権＝国家からの自由となっているか）」

という点についても確認してみて下さい（詳細は後記の備考をご参照下さい）。

さらに、これらとあわせて、本授業においては、

Ｄ．「誰にでも適用されうるものとなっているか」

についても確認をする必要があるかもしれません。法は社会生活上のルールなので、ある特定の人のためだけのものではなく、すべての人々に適用されうるものでなければなりません（法律の中には「特別措置法」という特定の人のためだけの法律もありますが、憲法の場面では一般に適用されるものを考えることになります）。

**３　「憲法第104条」の具体例**

新しい人権として、環境権、プライバシーの権利、肖像権などを耳にすることもあるかと思います。

そこで、これらを題材とした場合の条文例を以下にあげておきます（あくまで一例であり、これが唯一の正解などというものではありませんのでご了承下さい）。

＜環境権＞

「国民は、良好な環境の中で生活を営む権利を有する。」

「国は、国民の生活環境を良好に維持する。」

＜プライバシー権＞

「国民は、私生活上の事がらをみだりに公開されない権利を有する。」

「国は、国民の私生活上の事柄をみだりに公開しない。」

＜肖像権＞

「国民は、承諾なしに、その容貌、姿態を撮影されない権利を有する。」

「国は、国民の容貌、姿態をその承諾なしに撮影しない。」

また、このような実際に問題となっている権利以外のテーマでつくった場合の一例をあげておきます。

「国は、死刑をしてはならない。」

　　→上記Ａ～Ｄの条件を満たしていると考えられます。

「国民は、誰でも行きたい学校（高校）に行く権利を有する。」

　　→「学校（高校）」に私立学校を含めるとした場合、個人と個人の関係を規定したものとも読め、上記Ａの条件にふれる可能性があります。

　　→その他、主語を「生徒は」「中学生は」などとした場合には、上記Ｄの条件にふれる可能性があります。

「国民は、無償で中等教育を受ける（高校に行く）権利を有する。」

　　→いわゆる「高校無償化」に関する条文例です。

　　→上の例と異なり、費用の問題に関する（国が教育費用を負担するという内容の）規定ですので、上記Ａの条件にはふれません。

　　→主語を「生徒は」「中学生は」などとした場合には、上記Ｄの条件にふれる可能性があることは上の例と同様です。

　　→なお、この条文例は社会権（国家に何かをしてもらう権利）という性質をもつ規定となります（詳しくは第4項をご参照ください）。

**４　備考（自由権と社会権について）**

以上の内容は「自由権」を念頭においていますが、憲法の定める人権にはこの他に「社会権」もあります。日本国憲法では、社会権として、生存権（25条）、教育を受ける権利（第26条）、勤労の権利（第27条）、労働基本権（第28条）が認められています。自由権が「国家からじゃまをされない権利」であるとすれば、社会権は「国家に何かをしてもらう権利」となります（前者を「国家からの自由」、後者を「国家による自由」と表現することもあります）。

社会権は、憲法の歴史の中では比較的新しく認められるようになった人権であり、初期の憲法には見られません。それは、そもそも憲法というのは人々が自由権を獲得するためにつくられたものだからです。その意味で、憲法の最も重要な存在意義・本質は自由権にあるといえます。

その点を生徒に意識してもらうためにも、この授業では、ぜひ「自由権」の性質をもつ条文を考えてもらうことをおすすめします。

第**Ⅳ部　授業づくりのポイント**

**１　ねらいをはっきりさせましょう。**

**(1) 基本的人権から憲法の原則をとらえましょう**

国家には権力が必要です。しかし、むやみに権力が濫用されれば国民の人権は侵害されます。

日本国憲法第３章「国民の権利及び義務」は国民が国に対して基本的人権をおかさないように命じたもので、国が個人の権利を守るようにしたものです。このポイントをおさえていないと、生徒がつくる条文は個人と個人（または団体）の取り決めになってしまいます。「誰がおかしてはならないのか」、｢誰が保障してくれるのか」をきちんとおさえる必要があります。

**(2) 日本国憲法第13条から考えてみましょう**

日本国憲法第13条には「幸福追求権」があります。憲法に規定のない環境権やプライバシーの権利、知る権利、その他日照権など新しい人権とよばれているものの根拠はここにあります。幸福に生きるというのは大切な権利です。では、幸福に生きるためにはどんな権利があったらよいかを考えさせるようにします。ただし、権利というのはどの人にも同じように認められなければなりませんから、自分だけ幸福になるものでは成立しません。

**２　指導の工夫をしましょう**

このワークは、学習指導要領公民的分野の内容Ｃ（１）「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」で取り扱うことができます。実施時間の目安は３０分程度と考えています。基本的人権の学習のまとめとして憲法とはどういうものか、また憲法の意義について学ぶことができます。

**３　授業の進め方**

**〈　導　入　〉**

・教科書の巻末にある憲法の条文の第３章「国民の権利及び義務を確認させ、どのようなことが定めてあるのか確認します。

**〈　展　開　〉**

・ワークシートを参考にして、進めてください。グループをつくっているので個人の案をつくる際でもグループ内で相談してもよいと思います。ある程度の時間をかけても案ができないようであれば、憲法第13条や「環境権」、「プライバシーの権利」を示すようにします。

・案が書けたら「作成のポイント」にあっているかどうか、グループ内でチェックをします。

・教科書の配列によって憲法の内容についての学習はすんでいない場合は、できた条文がすでに憲法にあるものでもかまいません。ただし、個人間を規定するものや、自分自身や特定の人にしか適用されない条文は考え直すようにします。

**〈　まとめ　〉**

　　・日常の生活の中で、困っていること、不自由に感じていることから、国との関係の中で、

規定にすることができるということが大事です。学校に行きたくてもいけないとか、高校に進学したくてもお金がないとか、他の人が普通にできていることが自分には難しいというのは、相対的貧困です。こうした状況を国は助けるべき存在と言えましょう。あるいは、クラスには、障がいのある仲間や、外国につながる仲間もいることでしょう。

街にもさまざまな課題や矛盾があるはずです。そういうところから、個人間の問題では

　なく国家と国民という関係の中で、条文にすることができるよう、サポートしていきま

しょう。